労務 ROAD

■コロナウイルスにかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金において、特例措置の拡大が実施されることとなりました。

緊急対応期間	・ 令和2年4月1日~令和2年6月30日まで
対象事業主	・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 <u>(全業種)</u>
生産指標要件	1カ月5%以上低下
対象者	・雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に含める
助成率	・4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わない場合は 9/10(中小)、3/4(大企業)
計画届の 提出時期	・事後提出を認める ※(1月24日~ 6月30日まで)
支給限度日数	・1 年 100 日、3 年 150 日 + 上記緊急対応期間

上記拡充とあわせて、短時間一斉休業の要件緩和・残業相殺の停止等も行われます。 教育訓練が必要な被保険者については、教育訓練の内容に応じて加算額を引き上げる 措置が別途講じられます。詳細はお問い合わせください。 【厚生労働省 より】

■新年度チェックリスト

いよいよ新年度がスタートします。以下に新年度に行う業務のチェックポイントを ご紹介いたしますので、この機会にチェックをされてはいかがでしょうか。

新入社員	・新入社員の雇用保険、社会保険の資格取得手続き
従業員の 年齢	・40 歳:満 40 歳到達月から介護保険料の徴収開始、 ・64 歳:今年度より 4/1 現在で 64 歳以上の方も雇用保険料の徴収が 必要に(4 月以降に締日が到来する給与から控除開始) ・65 歳:介護保険料は満 65 歳到達月から徴収なし
通勤経路	・通勤経路の確認 ・マイカー通勤申請書の更新、任意保険の加入状況確認
従業員の 家族	・従業員の扶養親族の状況確認(就学・就職)、家族手当の見直し ・従業員のお子様で 20 歳の学生の方の年金確認 学生納付特例の制度を利用して保険料の免除申請ができます。 ・外国に住んでいる家族を扶養に入れている従業員がいる場合、 2020 年 4 月 1 日以降は国内居住が要件となるため、扶養から外す 手続きが必要です。
その他	・従業員の緊急連絡先や保証人の見直し(特に単身者の方) ・中退共の掛け金の見直し ・外国人社員の在留カードの在留資格、期限確認

VOL.690 (2004-1)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 5F TEL:06-6264-6264 FAX:06-6264-6265 H P: https://k-s-j.net/ 編集担当: 矢尾・君野・茅原

新型コロナウイルス関連の 助成金の最新情報について

社会保険労務士法人イデア ホームページにて、 随時掲載しておりますので こちらもご確認ください!

あっという間に新年度を迎えましたね!毎年この時期になると、自分自身の新卒時代を思い出します。当時を思い返すと、入社から3日?後には飛び込み営業をしていました(笑)あの時のフレッシュさを忘れず、今年度も頑張ろうと思います!(君野)

4月 労務スケジュール

- ・雇用保険 高年齢者の 雇用保険料徴収開始
- ・協会けんぽ 料率改定 (健康保険・介護保険) ※翌月控除の場合
- ・労働者死傷病報告書の提出 (休業 4 日未満)

※5月1日まで